

【公開版】

MOX燃料加工施設

第二回設工認申請 ヒアリングの進め方について

令和5年3月8日



日本原燃株式会社

個別に説明を実施する条文

① <第1回申請により3月審査会合で1. の説明が可能な条文>

| 項目 | 申請概要 |
|--------------|---|
| 第10条 閉じ込めの機能 | 基本設計方針は第1回で認可済み。添付書類でグローブボックス等の具体的な設計方針を申請。 |
| 第22条 遮蔽 | 基本設計方針は第1回で認可済み。添付書類では洞道等の遮蔽設備の計算結果を申請。 |

② <1. の説明が既認可から要求事項、設計方針に変更がない条文⇒00資料による順次説明>

| 項目 | 申請概要 |
|-----------------|--|
| 第4条 核燃料物質の臨界防止 | 基本設計方針、添付書類に係る設計方針と機器等に対する臨界評価を申請（既認可から変更なし）。臨界評価の基本的な方法は既認可と同じ。 |
| 第16条 搬送設備 | |
| 第17条 核燃料物質の貯蔵施設 | |
| 第20条 廃棄施設 | |
| 第23条 換気設備 | |
| | 基本設計方針、添付書類を申請。基本設計方針は既認可から変更なし。 |

③ <上記以外>

| 項目 | 申請概要 |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 第18条 警報設備等 | 基本設計方針、添付書類を申請。 |
| 第32条 臨界事故の拡大を防止するための設備 | 基本設計方針、添付書類を申請。対象となる設備がないことの設計方針を示す。 |
| 第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 | 基本設計方針、添付書類を申請。 |

※重大事故の個別事故対処条文については、再処理と同時としていたが、事故が単独であること、事故対処設備の構成が複雑でないこと、第2回で申請範囲としている内容が常設設備のみであることを踏まえ、個別説明に整理した。

再処理と並行して説明を実施する条文

④ <第1回申請により3月審査会合で1. の説明が可能な条文>

| 項目 | 申請概要 |
|---------------------|--|
| 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 | 基本設計方針は第1回で認可済み。添付書類は、フィルタ等の一部の具体的な設計方針、排気筒の評価結果を申請。 |

⑤ <上記以外>

| 項目 | 申請概要 |
|--------------------------------------|---|
| 第6条 地震による損傷の防止 第27条 地震による損傷の防止 | 基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類は一部追加があるが、第1回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映。 Sクラス機器等に対する耐震評価を申請。 |
| 第11条 火災等による損傷の防止 第29条 火災等による損傷の防止 | 基本設計方針は第1章共通項目は第1回で認可済み、第2章個別項目で個別の設備の設計方針を追加。 添付書類では、感知・消火等の設計方針、消火設備の耐震設計を申請。 |
| 第12条 加工施設内における溢水等による損傷の防止 | 基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類では、溢水評価の対象とする溢水防護対象設備の選定等設計方針を申請。 |
| 第14条 安全機能を有する施設 | 基本設計方針は第1章共通項目は第1回で認可済み、第2章個別項目で個別の設備の設計方針を追加。 添付書類ではグローブボックス内の環境条件等を申請。 |
| 第15条 材料及び構造 第31条 材料及び構造 | 基本設計方針、添付書類として設計方針、強度評価等を申請。 設計方針は第1回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映。 |
| 第30条 重大事故等対処設備 | 基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類では具体の重大事故等対処設備に係る設計方針、1.2Ss評価に係る評価結果を申請。 |

説明の進め方（1/3）

第6条 地震による損傷の防止、第27条 地震による損傷の防止 第15条 材料及び構造、第31条 材料及び構造

- 基本は再処理を主に説明。MOXは差分がある場合は合わせて差異を説明。
- 設計方針については、再処理を主に説明を進め、MOXは再処理が示す設計方針の内数であることを説明。
- 評価結果については、再処理と同様のものは再処理を代表として説明し、MOXとしての差分を説明、MOX特有の設備については個別に評価結果を説明。

第11条 火災等による損傷の防止、第29条 火災等による損傷の防止

- 基本は再処理を主に説明。MOXは差分がある場合は合わせて差異を説明。
- 設計方針については、再処理を主に説明を進め、MOXは再処理が示す設計方針との差異を説明（設計基準におけるグローブボックス内火災の消火）。

第12条 加工施設内における溢水等による損傷の防止

- 基本は再処理を主に説明。
- 設計方針については、再処理を主に説明を進め、MOXは再処理が示す設計方針の内数であることを説明。

第30条 重大事故等対処設備

- 基本は再処理を主に説明。
- 設計方針については、再処理を主に説明を進め、MOXは再処理が示す設計方針との差異を説明。

説明の進め方（2/3）

◆ 耐震評価に係る「第10条 閉じ込めの機能」等の各条文※¹に対し、以下の説明を優先する。

- ① 各条文※¹の申請対象設備を安重・非安重毎（以下、「重要度毎」という）に明確化
⇒重要度毎とすることで、要求事項に対する対象設備を示す。
- ② 設計条件及び評価判断基準の明確化
⇒設計条件を明確にするとともに、取り合いを有する申請対象設備（グローブボックス等）を、第2回と第3回に分割して申請可能であることも含めて示す。
- ③ 「2－1システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」を説明
⇒構造設計等に係る説明については、共通08に個別に構造説明が必要な設備の構造設計等を示す。（屋外に新規設置し複数の条文の要求事項の整理が必要な再処理施設と異なり、第1回申請において外部衝撃等からの防護設計を示した燃料加工建屋内に設置する機器に対する説明であることから、申請対象としての説明と合わせて共通08で整理することが合理的）

◆ 上記以外の条文については、再処理施設における設計との同様の部分や、再処理施設における設計と差異のある部分を明確にし、再処理施設と一体となって合理的に説明を進める。

- ※1 第10条 閉じ込めの機能
第17条 核燃料物質の貯蔵施設
第20条 廃棄施設
第23条 換気設備

説明の進め方 (3/3)

